

- 船舶所有者は、船内における医療・健康管理・衛生管理体制の確保のため、船舶の規模・航行区域に応じ、医師、衛生管理者又は衛生担当者を乗り組ませなければならない。（船員法82条、82条の2、船員労安則7条）

①



医師

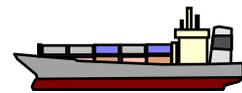


近海区域以遠を航行する3,000トン以上の船舶で、
最大搭載人員100人以上
(国内各港間のみを航海する場合を除く)

②



衛生管理者



近海区域以遠を航行する3,000トン以上の船舶
(国内各港間のみを航海する場合を除く)

③



衛生担当者



①及び②以外の船舶

船内の医師・衛生管理者の業務

- ・船員の健康管理及び保健指導
- ・船内の作業環境衛生及び居住環境衛生の保持
- ・食料及び用水の衛生の保持
- ・医薬品その他の衛生用品、医療書、衛生保護具等の整備及び点検
- ・船内の衛生管理に関する記録の作成及び管理
- ・その他船内の衛生管理

(船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第16条)

衛生担当者の業務

- ・居住環境衛生の保持
- ・食料及び用水の衛生の保持
- ・医薬品その他の衛生用品、医療書、衛生保護具等の点検及び整備
- ・負傷又は疾病が発生した場合における適当な救急措置
- ・発生した負傷又は疾病の原因の調査
- ・衛生管理に関する記録の作成及び管理

(船員労働安全衛生規則第8条)

(注) 衛生管理者等の業務は、船内における健康管理・衛生管理体制の確保ですが、以下に該当するような場合は、直ちに陸上の医療機関での診察を受けさせるべきですので、留意してください。

- ① 重大な負傷又は疾病
- ② 一時的又は恒久的な障害につながる負傷又は疾病
- ③ 他の乗組員への感染の危険をもたらす伝染病
- ④ 骨折、重度の出血、歯の欠損若しくは炎症又は重度の火傷を伴う負傷
- ⑤ 船舶の運航態様、適切な鎮痛剤の利用可能性及び長期間の当該鎮痛剤の服用による健康への影響の考慮の上、船内で処置できない重度の痛み
- ⑥ 自殺の危険性
- ⑦ 遠隔の医療助言サービスによる陸上での治療の勧告